

庄内・豊南町地区 木造住宅等除却費補助について

令和3年度(令和3年4月1日)より、補助率などを変更いたします。

■対象建築物：昭和56年(1981年)5月31日以前に建築された木造の建築物

■対象エリア

庄内・豊南町地区	大島町1～3丁目、神州町、三和町1～4丁目、島江町1～2丁目、庄内幸町1～5丁目、庄内栄町1～5丁目、庄内宝町1～3丁目、庄内西町1～5丁目、庄内東町1～6丁目、庄本町1～4丁目、千成町1～3丁目、大黒町1～3丁目、野田町、日出町1～2丁目、二葉町1～3丁目、三国1～2丁目、名神口2丁目の一部、名神口3丁目、豊南町西1～5丁目、豊南町東1～4丁目、豊南町南1～6丁目
上記のうち 重点エリア	大島町1～2丁目、大島町3丁目の一部、島江町1丁目の一部、島江町2丁目、庄内幸町4～5丁目、庄内栄町1～5丁目、庄内西町4～5丁目、庄内東町3～6丁目、庄本町1～4丁目、三国1丁目の一部、豊南町西4～5丁目、豊南町南1～6丁目

※別紙の地図参照

■補助率・補助上限額の変更

種別	令和2年度まで		令和3年度から		
	補助率	上限額	エリア	補助率	上限額
共同住宅	5 / 6	350万円/棟	重点	2 / 3	350万円/棟
			その他	1 / 3	175万円/棟
木造共同住宅を含む併用住宅		260万円/棟	重点	2 / 3	260万円/棟
			その他	1 / 3	130万円/棟
戸建住宅	5 / 1 2	55万円/戸	重点	2 / 3	110万円/戸
			その他	1 / 3	55万円/戸
木造住宅を含む併用住宅		55万円/棟	重点	2 / 3	110万円/棟
			その他	1 / 3	55万円/棟
その他木造建築物(店舗・事務所など)		85万円/棟	重点	2 / 3	170万円/棟
			その他	1 / 3	85万円/棟

※庄内・豊南町地区の防災性向上や住環境改善などをより効果的に進めるためです。

【お問合せ】

豊中市 都市計画推進部 都市整備課 南部整備係
(第二庁舎5階)

TEL : 06-6858-2342

FAX : 06-6854-9534

E-Mail : nambuseibi@city.toyonaka.osaka.jp

